



運転に不安を感じたことはありませんか？

運転免許証の自主返納を支援



まちな花

▼対象

次の全てに該当する人

- 吉岡町在住(申請日時点)
- 免許返納時に満65歳以上
- これまでに当事業による助成を受けていないこと
- 免許返納から1年以内
- ※免許証失効の場合は対象外

▼交付額 1万円

▼申請に必要なもの

- 申請による運転免許の取消通知書
- 振込先が分かるものの写し

▼申請・問い合わせ先

総務課 協働安全室
☎ 26・2243 (直通)

限度額認定証について



まちな鳥

国民健康保険に関するお知らせ①

医療費が高額になる場合に、医療機関の窓口で「限度額認定証」を提示すると、医療費の支払いを自己負担限度額までに抑えることができます。

マイナ保険証で受診する場合には、基本的に限度額認定証の提示は不要です。

マイナ保険証をお持ちでない人は申請が必要です。

住民税非課税世帯で90日以上入院している人は、翌月1日から食事等の標準負担額が減額になる場合があります。現在長期入院該当の人も、更新手続きが必要です。お早めに申請をお願いします。

▼申請・問い合わせ先
住民課 保険室
☎ 26・2249 (直通)

資格確認書・資格情報のお知らせを送付します

国民健康保険に関するお知らせ②



まちな木

7月中に各世帯主宛てに「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付します。

マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」をお持ちの人は、現在お持ちの「資格情報のお知らせ」をご使用ください。ただし、次の人には新しい「資格情報のお知らせ」を送付します。

- 70～74歳の人
 - 有効期限が記載されている人
 - 負担割合が変更になる人
- マイナ保険証をお持ちでない人には、「資格確認書(紫色)」をお送りします。

現在の資格確認書(青色)は、8月1日以降は使用できません。保険室へ返却するか、破棄してください。

新しい資格確認書・資格情報のお知らせが届いたら

記載内容に誤りがないかなどを確認してください。70～74歳の人は、負担割合が記載されて

いるか確認してください。

なお、退職や就職、転入・転出などによる国保の加入や離脱には、届け出が必要です。異動があった日から14日以内に届け出をしてください。

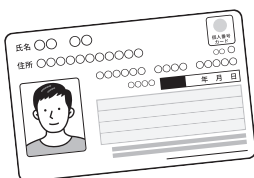
社会保険加入による国保離脱は、左記二次元バーコードでスマートフォンから申請できます。



▲国保離脱の手続きはこちらから

▼申請・問い合わせ先

住民課 保険室
☎ 26・2249 (直通)





期限までに納付しましょう

令和8年度国民健康保険税納税通知書の送付



7月中旬に令和8年度の納付書を各世帯主宛に送付します。税制改正などで変更があった賦課限度額や法定軽減が適用された内容となっています。内容を確認し、各納期限までに納付をしてください。

▼納付方法

- 口座振替
- 金融機関・コンビニ納付
- 電子決済(PayPay、d払い、au Pay、FamiPay 請求書支払い)で納付
- 地方税お支払サイト

納期限までに納付されないと督促状が發送されます。その後も納付されない場合、差し押えなどの滞納処分が行われます。その後も滞納が続くと、特別療養費の対象になり、病院などでの自己負担が10割になります。確実な納付をお願いします。

□座振替をご利用ください

保険税の納付には、□座振替

が便利です。納め忘れの心配がありません。□座振替を希望する場合は、町指定の金融機関窓口または左記二次元バーコードまで



▲web□座振替
受付サービスはこちら

▼問い合わせ先

住民課 保険室
☎26・2249(直通)



交付対象者には条件がございます

後期高齢者医療資格確認書の更新



令和8年8月以降は年齢や交付判定条件が見直され、更新の際に次のいずれかに該当する人には、資格確認書が交付されません。

▼交付対象者判定条件

- (令和8年8月1日時点の年齢)
- 85歳以上の被保険者
- 84歳以下の被保険者の場合には次のいずれかの条件に該当する人

- 令和8年6月12日現在、マイナ保険証未保有の人
- 令和8年6月12日現在、資格確認書の継続交付申請がお済みの人
- マイナ保険証の利用回数が令和7年5月から令和8年4月の間で6回未満の人
- マイナ保険証を令和8年2月から4月の間で利用していない人

※年度途中での新規加入や住所変更、負担区分変更などが生じ

た場合は、その時点で利用状況などの判定を行い、資格確認書または資格情報のお知らせのいずれかを交付します。

▼問い合わせ先

吉岡町役場 住民課 保険室
☎26・2249(直通)
群馬県後期高齢者医療広域連合
☎027・256・7171

『ハッピーエンディングノート』 リニューアルのお知らせ

自分にもしもの事があった時のために家族や大切な人に伝えておきたいことを書きとめておくことのできるノートです。役場窓口で無料配布しております。

お問い合わせ先
健康福祉課 介護高齢室
☎26-2247(直通)

福祉医療制度の対象者

区 分	対象者	新規申請に必要なもの
子ども ※出生および転入時などに申請	0歳～18歳 (18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	☐ 健康保険資格が確認できるもの(資格確認書、資格情報のお知らせなど)
重度心身障害者など ※適宜更新が必要 所得制限あり	障害年金1級	☐ 障害者年金証書(有効期限または次回診断書提出日が確認できるもの) ☐ 健康保険資格が確認できるもの(資格確認書、資格情報のお知らせなど)
	身体障害者1～3級 ※3級は入院のみ	☐ 身体障害者手帳 ☐ 健康保険資格が確認できるもの(資格確認書、資格情報のお知らせなど)
	療育手帳A判定	☐ 療育手帳 ☐ 健康保険資格が確認できるもの(資格確認書、資格情報のお知らせなど)
	特別児童扶養手当1級	☐ 特別児童扶養手当認定通知書など ☐ 健康保険資格が確認できるもの(資格確認書、資格情報のお知らせなど)
母子・父子家庭など ※更新は1年に1度	精神通院医療適用人 ※精神通院のみ	☐ 自立支援医療受給者証 ☐ 健康保険資格が確認できるもの(資格確認書、資格情報のお知らせなど)
	○母子・父子家庭で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童とその扶養者 ○父母のいない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童 ※いずれも所得税非課税者ただし、事実上の婚姻関係と同様の事情にある人は該当しません。	☐ 健康保険資格が確認できるもの(資格確認書、資格情報のお知らせなど) ☐ 戸籍謄本(本籍地が町外の人) ☐ 令和8年度の所得課税証明書(1月2日以降に転入した人)

福祉医療制度

保険医療費の自己負担分を助成します



県内の医療機関を受診する

際、マイナ保険証または資格確認書と一緒に福祉医療費受給資格者証を提示すると、保険診療

にわたり維持していくために、

の自己負担分が助成されます。

福祉医療制度は、皆さまの税金でまかなわれています。将来

にわたり維持していくために、

制度の仕組みや目的をご理解のうえ、受診してください。特に他の公費負担医療制度との併給などにご協力をお願いします。

母子・父子家庭などの皆さまへ

現在受給資格者証を交付されている人には、7月中に通知を送付します。7月31日(金)までに申請してください。

重度心身障害者などの皆さまへ

現在受給資格者証を交付されている人で、所得制限などにより対象外となる人には7月中に通知します。継続して対象になる人には、7月中に新しい受給資格者証を送付します。

※所得が確認できないなどの人には7月中に通知を送付します。来庁して申請が必要な場合があります。

▼所得の確認対象

受給資格対象者本人および同一世帯の配偶者・扶養義務者

▼対象所得

給与・所得・譲渡所得・不動産所得・雑所得(年金)など
※障害年金、遺族年金などの非課税所得は対象外です。



▼問い合わせ先
住民課 保険室
☎ 26・2249 (直通)



▲受給資格の変更届(健康保険情報の変更)はこちら



▲受給資格者証の再交付申請はこちら

※窓口などで個人の収入に関する問い合わせにはお答えできません。健康保険情報の変更、受給資格者証の再交付申請はスマートフォンからでも手続き可能です。